

2013

Jul, Vol. 154

News Letter

— 目次 —

Oracle リリースの動向

Plaza-i 消費税率改定への対応

Plaza-i 消費税率改定 - 弊社運用例

リモート デスクトッププロトコル (RDP) 8.0

Plaza-i 新機能 - 商品名 2

最新の Plaza-i バージョン情報

教育資金の贈与税の非課税措置

所得拡大促進税制

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階
株式会社 ビジネス・アソシエイツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

Oracleリリースの動向

Oracle 12c

Windows版に先行してLinuxとSolaris版のOracle Databaseの新しいバージョン12cがリリースされました。Windows版はLinuxなどのリリース後、半年や1年程度経ってからリリースされる傾向ですので、いましばらく先の話とはなりますが、新機能について少し先取りしたいと思います。

マルチテナント・アーキテクチャ

Enterprise Editionではマルチテナント・アーキテクチャが注目されます。例えばERP、CRM、DWHなど、今まで個別に扱っていた複数のデータベースがある場合に、それらを1つのコンテナデータベース上で扱うことで、データベースサーバのリソース（メモリやバックグラウンドプロセス）を効率的に利用できると共に、バックアップおよびレストア、パッチ適用やアップグレードを一元的に運用管理することができるのとこと。これにより運用コストの低減が期待されます。

リカバリマネージャ

スタンバイデータベースにより可用性を高める運用をされている環境においては、プライマリデータベースで障害が発生した場合には、RMANを使ってスタンバイから復旧すべきファイルをプライマリへ適用することができるようです。もちろん障害のあったプライマリを捨て、スタンバイをプライマリに昇格するという方法もありますが、プライマリの障害が軽度であった場合にはこのような手法もとれるということと推察されます。復旧時間や作業の容易性などから、バックアップのみではなく、いくつかの選択肢があることはよいことだと思います。

また、誤ってテーブルを削除(drop)、データ切り捨て(truncate)、間違ったスクリプトを実行してデータを壊してしまうなどの人為的なミスに対しても、RMANバックアップから単一のテーブル単位でのリカバリも可能となり、従来よりも簡単にかつ早く復旧できるようです。

SQLパフォーマンス

オプティマイザには大きな変化がありそう

です。あらかじめOracleが予測するより多くの行が実際には返された場合など、より最適な解析がされるように、新しいadaptive execution planという仕組みによって試行してくれるようです。アプリケーション側の設計や実装においても良いパフォーマンスが得られるようにインデックスの設計やSQLの構築を行います。一方で、Oracleのコストベースオプティマイザによって適切な実行計画を立ててくれるはずが、必ずしも常に良いパフォーマンスが得られないことはたまにありますので、その精度がより高まる新機能は歓迎したいところです。

Oracle 11.2.0.4 リリーススケジュール

Windows 8とWindows Server 2012の対応予定とされている本バージョンについてですが、2013年の後半(7~12月)というスケジュールから、第4クォータ(10~12月)に更新されました。弊社でもこれに合わせてPlaza-iが対応するOracleデータベースとOSのご案内ができるよう、準備をしていきたいと思っています。

Plaza-i 消費税率改定への対応

消費税は2014年4月に8%、2015年10月に10%への税率改定が予定されています。

今回はPlaza-iの消費税率改定への対応と注意点についてご紹介させていただきます。

また会計処理については他のシステムでも比較的情報がありますが、請求に関してはあまり情報がないので、こちらについても合わせてご紹介させていただきます。

Plaza-iでの基本的な消費税計算方法

Plaza-iでは受注や発注等の取引ごとに国内取引や輸出取引、輸入取引、三国間貿易を指定し、日付と商品を入力することで設定に従い、消費税率を取得し、自動計算します。

そのため基本的には伝票を入力される方が消費税率を意識しなくても正しく計上できるようになっています。

たとえば受注伝票を入力する際に「輸出取引」と選択していただければ、自動的に伝票全体が免税として計上されますし、受注発注処理の場合に「三国間貿易」と選択していただければ受

注伝票だけでなく発注伝票も不課税取引として計上します。

また課税取引の場合には商品ごとに課税や非課税を設定することで自動的に適切な消費税率で計上することが可能です。

今回のように税率が改定になる場合への対応についても課税取引の税率を日付別に登録できますので、たとえば受注時点では 2014 年 3 月売上計上予定であったが、納品が遅れてしまい実際には 2014 年 4 月に売上計上となってしまう場合はシステムが自動的に 8%で計上することが可能です。

このように基本的な取引に関してはほとんどの方が心配されてはいないと思います。

そこで経過措置への対応や年間契約で売上は月次で計上し、途中で税率が変更になる場合、請求ではたとえば月次等で締め請求を行っているが 20 日締めだと 1 枚の請求書で税率が混在してしまう、さらには 2014 年 4 月には適用されないでしょうが、軽減税率への対応についても少し、それらの対応と注意点を記載させていただきます。

経過措置への対応

工事等の請負契約などの一部の取引に関しては 2013 年 9 月以前に契約した場合、2014 年 4 月以降の売上に関しても消費税率を 5%とする経過措置へ対応するには前述の計上日による自動計算が障害になります。

Plaza-i では手動対応にはなりますが、取引ごとに経過措置対象であることを登録できるようにし、その場合には税率の自動取得を行わない機能により対応します。

経過措置の機能をご利用になる場合にはセットアップ作業が必要になりますのでご注意ください。

保守料等の年間契約、月次分割売上

Plaza-i ではソフトウェアや製品の年間保守契約や役務業務の年間契約または有期契約を管理し毎月の売上や請求を漏れなく管理できる SVC サービス業販売管理システムがあります。

事前に契約情報を登録しておくことで契約更新や月別の売上を処理できる便利なシステムですが、消費税率改定についてはたとえば年間契約の場合、その契約期間中に税率が変わるということもあります。

この場合の対応につきましては次項で弊社運用例と合わせてご説明させていただきます。

請求業務への影響

消費税率改定という会計処理の話題が中心になりますが、先ほどの例のように 20 日締めの請求書を発行しているような場合には、たとえば 2014 年 4 月 20 日締めの請求書には 3 月 21 日から 31 日までの消費税率 5%の取引と 4 月 1 日から 20 日までの 8%の取引とが混在することになります。

Plaza-i ではそれぞれをきちんと分離して計上しますので、このように税率が混在する請求書の場合も 5%の取引は 5%で、8%の取引は 8%で正しく請求書を発行することができます。

また請求締め時に請求総額で消費税計算を行う場合も税率ごとに計算することができます。

ここでご注意いただきたいのですが、現在、ご利用の請求書フォーマットは明細ごとに税率が記載されていない、計上日が記載されていない等で税率変更のタイミングは 2 回ですが備考等でも対応できないという場合にはセットアップ作業等が必要になる場合がありますので御社運用のご確認をお早めをお願いします。

また請求書以外にも特に外部帳票のデザイン変更等、Plaza-i の標準バージョンアップでは対応できない項目もございますのでご確認、または弊社担当までご相談ください。

軽減税率について

実際に適用されるかどうかは未定ですので少しだけ記載させていただきます。

2015 年 10 月に検討、また海外ではすでに採用されている、食品等の特定の商品に関しては税率を軽減する場合への対応に関しても Plaza-i では商品ごとに課税区分を登録することができますので実際に適用された場合にもマスターのセットアップで対応が可能です。

おわりに

消費税率の改定につきましてはまだ確定していないこともあり、どう対応するかお悩みの方も多いのではないかと思います。

今回ご紹介させていただきましたように Plaza-i では消費税率の改定への対応を行っております。

ただし請求書のケースや運用によっては個別対応が必要な場合があります、また今回記載させていただきました機能につきましては最新のバージョンでの動作になりますのでバージョンアップが必要になる場合があります。

Plaza-i のユーザ様はご存じとは思いますが、カスタマイズを行ったユーザ様でもバージョンアップを行うことが可能です。

またニュースレターでもご紹介させていただいておりますが、日々、新機能も増え進化しておりますのでこの機会にぜひバージョンアップをご検討ください。

消費税に関しても、その他のご相談に関しても何かございましたら弊社担当までご相談ください。

Plaza-i消費税率改定-弊社運用例

はじめに

ソフトウェア保守料など年間契約で月次分割計上を行う場合、例えば 2013 年 5 月からの契約では 2014 年 4 月をまたぐため、消費税率が混在しますが、このような場合の消費税の計上および請求についての Plaza-i での運用例をご紹介します。

消費税計算方法区分

SVC では一つの受注で、時の経過やサービスの提供状況に応じ分割して売上計上するため、受注伝票に売上計上予定を登録します。ここで、一つの受注で消費税率が途中の売上分から変更になる場合に、①事前に売上計上予定に適切な税率で登録しておく方式と、②売上計上時に適切な税率で計算する方式のいずれかを選択することができます。

この二つは受注タイプマスターの消費税計算方法区分で①売上計上予定単位または②受注明細単位を設定することで選択可能です。

また、会計処理だけでなく実際にはどう請求するかを気にされている方も多いかと思いますが、5%で事前請求を行い、差額を後から追加で請求することも標準機能で可能ですので合わせて紹介させていただきます。

※以下、バージョン V2.01.12 を利用し、

2014/04/01 から消費税率 8%への変更が確定、Plaza-i 消費税関連マスターを設定した前提での説明となります。

①売上計上予定単位

受注伝票の売上計上予定登録の段階で、売上計上予定の税率を計上会計期間に応じて適切な税率で登録します。例えば、2013 年 5 月から 2014 年 4 月に 12 ヶ月に分割して売上を計上する場合、2013 年 5 月～2014 年 3 月までは税率 5%、2014 年 4 月は税率 8%で登録します。計上会計期間を入力すると税率は消費税率マスターから自動取得しますので入力者の方は特に税率を意識する必要はありません。

請求に関しては、売上計上予定の段階で事前に適切な税率で登録しますので、前受請求の場合でも、売上計上予定に登録した税率の通り、請求締めを行って請求書を作成し、請求することができます。

②受注明細単位

売上計上予定の段階では税率は受注明細の税率で登録しておき、売上計上処理時に消費税率マスターの設定に従い、システムが消費税を自動で計算します。このとき消費税増税分の差額がある場合は、売上計上処理で作成される売上傳票に追加分の請求入金予定が作成されます。例えば、受注日が 2013/05/01 であれば、売上計上予定の登録の段階では 2013 年 5 月分も 2014 年 4 月分も全て税率 5%で登録します。2014 年 4 月の売上を計上する際に消費税率 8%で売上が計上され、売上計上予定で事前に登録してあった 5%との差額分の請求入金予定を売上傳票に追加で作成します。

請求に関しては、売上計上後に差額分の（確定した）請求入金予定が作成されますので、差分だけで請求を行うことも、次回の請求とまとめた請求締めを行うことができます。

サービス契約について

サービス契約承認取込で作成される受注伝票についても消費税計算方法区分に従って売上計上予定の税率がセットされます。

既に作成されている受注伝票については、売上計上予定単位を選択している場合は消費税率マスターの設定変更後に、計上予定の修正が必要となりますが、受注伝票の売上計上予定編集

を開き、保存ボタンを押す操作のみで修正が可能です。

弊社でも Plaza-i 保守料の売上計上、請求入金管理には Plaza-i を利用しており、既にご案内させて頂きました通り、2014/04/01 から消費税増税（8%）が実施された場合、2014 年 4 月以降に関わる保守料部分については事後的に消費税増税額分を別途ご請求させて頂きますが、このような弊社の運用の場合、消費税率の変更が確定した段階で請求予定も確定したいので、消費税計算方法区分は売上計上予定単位を選択します。

おわりに

本機能を利用しない場合、SVC サービス契約の途中で税率を変更する場合、変更分は修正分の受注伝票を登録して頂く必要があります。

本機能をご利用頂くためにはバージョンアップが必要となります。

リモートデスクトッププロトコル(RDP)8.0

Windows Server2012、Windows8 がリリースされてから半年以上が経過しました。

Windows Server2012、Windows8、新たに強化されたリモートデスクトッププロトコル 8.0 についてご紹介致します。

リモートデスクトッププロトコル(RDP)とは

Windows NT Server 4.0, Terminal Server Edition から登場したターミナルサービスが「リモートデスクトップサービス (RDS)」に名称が変更されました。

Windows コンピューターやシンクライアント専用端末から、サーバ上のデスクトップへの接続を提供するもので、エンドユーザーは、RDS のクライアントソフトウェアを実行することで自端末からサーバに接続して、サーバ側のリソースを使用してアプリケーションを実行することができます。

クライアントとサーバとの接続には、リモートデスクトッププロトコル (Remote Desktop Protocol : RDP) が使用され、クライアントからキーボードやマウスの入力がサーバに送信され、サーバからデスクトップ画面をクライアントに送信し、表示する仕組みを取ります。

Windows Server2012、Windows8 では最新

の RDP8.0 が導入され、特に、WAN 対応機能とエクスペリエンス機能が改善および強化されています。

RDP8.0 の新機能

RDS8.0 の新機能の中で、いくつか目立った機能を御紹介します。

●接続品質の自動検出

RDP8.0 対応のリモートデスクトップ接続クライアントは、接続先との間のエンドツーエンドのネットワーク品質を自動検出し、品質に応じてパフォーマンスとエクスペリエンス機能を最適化します。

●帯域幅の状況の表示

RDC クライアントを全画面表示モードで実行すると、現在の帯域幅を示すポップアップウィンドウと視覚的なインジケータの両方に、接続時に検出された帯域幅が表示されるようになりました。帯域幅は、信号強度メーターによく似たアイコンで表示されます。



帯域幅	待機時間	アイコン
10 Mbps 以上	任意の値	4つのバー
2,000 ~ 9,999 Kbps	任意の値	3つのバー
512 ~ 1,999 Kbps	任意の値	2つのバー
512 Kbps 未満	任意の値	1つのバー
ダウンロード、サーバーまたは帯域幅の検出なし	任意の値	非表示、アイコンは表示されない

●RemoteFX for WAN

RDP8.0 はトランスポートプロトコルとして従来の TCP(3389/TCP) に加えて UDP(3389/UDP)をサポートし、接続品質やコンテンツの種類に応じて適切なトランスポートが自動選択されます。インターネットだけでなく、3Gや4Gなどの携帯電話等の低速なデータネットワークでもリモートデスクトップが利用可能となる事が期待されます。

●RemoteFX USB デバイスリダイレクト

ローカルに接続された USB デバイスを、Windows8Enterprise 仮想デスクトップもしくは Windows Server2012 のリモートデスクトップセッションホストにリダイレクトして利用できます。この機能を利用すれば、シンクライアントの USB 端子に接続した USB メモリ、プリンタ、Web カメラなどが、VDI 上で利用できます。

●RemoteFX 仮想 GPU(VGPU)

Hyper-V のホストサーバに接続された GPU(Graphics Processing Unit)を仮想化し、RemoteFX 3D ビデオアダプターとして仮想デスクトップに割り当てる事が出来ます。対応するアプリケーションにもよりますが、CAD 等、今まで VDI で難しかった作業も行えるようになりました。

低速な WAN 環境への対応とネットワーク帯域が可視化出来るようになった事は評価に値すると思います。

弊社でも引き続き RDP8.0 環境の検証を行い、有益な情報がありましたら、またご紹介させていただきます。

Plaza-i新機能－商品名 2

はじめに

本稿では、商品マスターの「商品名正式 2」（以下、「商品名 2」）について、ご紹介させていただきます。

商品名 2 は、商品名を補足する名称等を登録する目的で利用します。例えば、メーカーの型式・型番、カナ名、あるいは、商品名が正式名の 40 バイトで足りない場合に、利用します。

摘要明細を商品名として利用する

V2.00.27 より、会社別オプション「MST 商品名 2 利用方法区分」が追加され、商品マスターの商品名 2 を、伝票入力時に、摘要明細フィールドに、転記することができるようになりました。

各伝票で商品コードを入力した際に、通常は、正式名が伝票明細の商品名に複写されますが、正式名 2 の型番などの情報も伝票明細の摘要明細に転記することができます。

また、摘要明細の情報は、商品名と同様に、見積伝票から受注伝票へ、受注伝票から売上伝票へ、（受発注取引であれば）受注伝票から発注伝票へ、発注伝票から仕入伝票へと転記されていきます。

これにより、摘要明細のフィールドを、「商品名 2」として利用することができます。

諸口品など、商品マスターに商品名を登録せ

ず、伝票入力のつど、商品名を入力する場合にも、摘要明細に商品名の補足情報を入力することで、商品コード品と同様に、摘要明細を商品名 2 として利用することができます。

帳票出力

この摘要明細は、SOE 汎用見積書、DRS 汎用納品書、ARS 汎用請求書等の汎用帳票に出力することができます。

商品名、摘要明細のフィールドは、ともに 40 バイトですので、これらを上下にレイアウトすることで、外部帳票等においても、摘要明細を商品名 2 として利用することができます。

おわりに

商品名 2 の機能につきましては、SOE 販売管理、PUR 購買管理、DRS 物流管理の物販系基幹系モジュールを中心に、広範にサポートしていますが、SVC サービス業販売管理、PRJ プロジェクト管理などの一部のモジュール、及び、一部機能ではサポートしておりません。

本機能の詳細につきましては、ユーザーズガイド、SOE マスター（章）、商品・商品単価マスター登録（節）の次の、ヘッダ&基本情報タブ（節）、商品名 2 の適用範囲（項）の説明をご参照下さい。

現状、サポートしていないモジュール・機能につきましても、カスタマイズにより機能拡張をすることが可能です。

本機能の利用をご検討のユーザ様は、弊社設計を担当したコンサルタントもしくは営業にお問い合わせください。

最新のPlaza-iバージョン情報

平成 25 年 7 月 9 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.11.10

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.35

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>)

NEWS and TOPICS にも掲載しております。

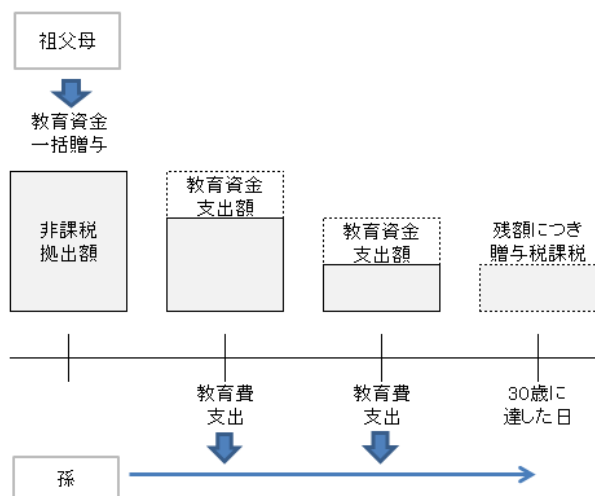
教育資金の贈与税の非課税措置

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が平成 25 年度税制改正により創設され、平成 25 年 4 月 1 日より施行されています。教育資金の贈与については、現行制度でも扶養義務者間で「必要な都度」支払われる場合、贈与税は非課税とされてきましたが、この創設された制度により、「一括」で贈与しても要件を満たせば非課税とされることとなりました。今回はこの創設された非課税措置についてご説明致します。

1. 制度概要

受贈者（30 歳未満の者に限る）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等した場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち、受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外に支払われる金銭については 500 万円が限度）までの金額に相当する部分の価額については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課されないこととされます。

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が 30 歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課されます（受贈者が死亡した場合は非課税）。



2. 教育資金の範囲

- (1) 学校等に対して直接支払われる入学金、授業料など（1,500 万円が限度）
 - (2) 学校等以外（学習塾、水泳教室や音楽教室など）に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの 500 万円が限度
- ※ 学校等とは、学校教育法に規定する学校、専門学校、保育所などをいいます。
※ 支出を証明するために、領収書等の提出が必要になります。

3. 適用のための手続き

- (1) 提出義務者
教育資金の贈与を受ける受贈者
- (2) 提出書類
教育資金非課税申告書
- (3) 提出先
取扱金融機関の営業所等（経由して税務署長に提出）
- (4) 提出期限
預貯金の預け入れをする日、信託がされる日、又は有価証券を購入する日

4. その他留意事項

- (1) 生前贈与加算が適用されないため、相続開始前 3 年以内にこの教育資金の一括贈与を行っても相続税の課税価格に加算されません。
- (2) 取扱金融機関との契約締結前に贈与を受けた金銭等については、この適用を受けることができません。

5. まとめ

平成 25 年 7 月末現在、この教育資金の非課税措置は、一部の都市銀行や地方銀行、信託銀行などが取り扱っていますが、各金融機関で事務手数料や管理報酬は異なりますので、どの金融機関を利用するのかは十分に検討が必要となります。

所得拡大促進税制

平成 25 年度税制改正において、個人の所得水準の底上げを図ることを目的として、所得拡大促進税制が創設されました。当該制度は法人または個人事業主が適用対象となっていますが、今回は法人を前提としてご紹介いたします。

所得拡大促進税制とは

(1) 概要

当該制度は、国内雇用者に対する給与等(注1)を増加させた企業については一定の税金を控除します、という企業に対する税制優遇制度です。

(注1) 給与等とは…

国内雇用者（役員の特典関係者及び使用人兼務役員を除きます。）に対して支給する給料、賃金、賞与及びこれらの性質を有する給与（現物給与を含みます。）で、適用事業年度において損金算入されるものをいいます。また、住宅手当、残業手当などは含まれますが、退職手当など給与所得とされないものは含みません。

なお、決算時において決算賞与として未払計上しているもので損金算入されるものについても含まれます。

(2) 内容

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間内に開始する各事業年度において、青色申告法人が下記要件を満たす場合には、雇用者給与等支給増加額(注2)の 10%相当額につき税額控除をすることができます。なお、控除額は法人税額の 10%（中小企業等は 20%）を限度とします。

(注2) 雇用者給与等支給増加額とは…

適用事業年度の給与等支給額から基準年度(注3)の給与等支給額を引いた金額をいいます。

(注3) 基準年度とは…

平成 25 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。例えば、3 月決算法人の場合、平成 25 年 3 月期が基準年度となります。

(3) 要件

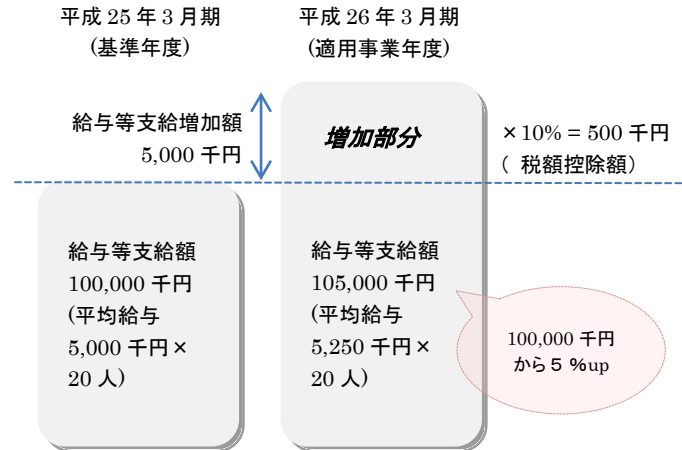
- ① 基準年度(注3)と比較して給与等支給額が 5%以上増加
- ② 給与等支給額が、前事業年度を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額（雇用者一人当たり

の支給額をいいます。)が、前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

(4) 税額控除額

雇用者給与等支給増加額 × 10%

参考 — 3 月決算法人の場合 —



適用要件の判定

- ① 基準年度給与等支給額との比較
 $105,000 \text{ 千円} \geq 100,000 \text{ 千円} \times 105\%$
- ② 前事業年度給与等支給額との比較
 $105,000 \text{ 千円} \geq 100,000 \text{ 千円}$
- ③ 前事業年度平均給与等支給額との比較
 $5,250 \text{ 千円} \geq 5,000 \text{ 千円}$

①、②、③の要件をすべて満たしていることから、税額控除を適用することができます。

税額控除額

(105,000 千円 - 100,000 千円) × 10% = 500 千円

給与増加に伴う会社の実質負担額

5,000 千円 - 500 千円 = 4,500 千円

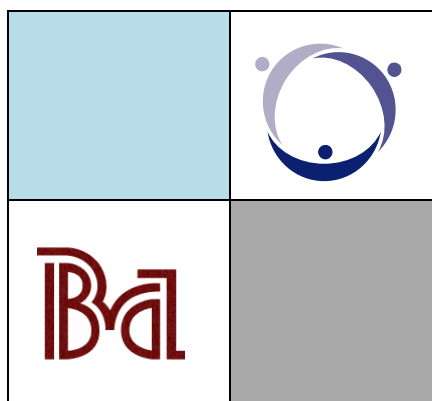
雇用促進税制との関係

雇用促進税制は、平成 23 年度税制改正において創設され、平成 25 年度改正でその税額控除額が拡充されていますが、所得拡大促進税制と雇用促進税制とは有利選択となっており、重複適用はできません。

なお、所得拡大促進税制については、雇用促進税制のようにハローワークに雇用促進計画を事前に提出しなければならないなど、特段の手続きを行う必要はありません。

おわりに

所得拡大促進税制は、企業が利益獲得のため、従業員のインセンティブを増加させた時に、給与増加に伴う負担額を税額控除という形で実質的に軽減することができるという利点があります。また、事前手続きの必要がなく、上記要件を満たすことで当該制度の適用を受けることが可能ですので、申告書作成時に適用の可否をチェック下さい。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>